

高知県警察遺失物取扱規程 (平成19年12月6日本部訓令第35号)

警察本部  
警察署

高知県警察遺失物取扱規程 (平成元年9月本部訓令第12号) の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、遺失物法 (平成18年法律第73号。以下「法」という。)、遺失物法施行令 (平成19年政令第21号) 及び遺失物法施行規則 (平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。) その他の法令に定めるもののほか、遺失物等の取扱いに関し必要な手続を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 交番等 次に掲げる施設をいう。

ア 交番、指定駐在所以外の駐在所及び南国署高知空港警備派出所

イ 県本部に設けられた組織の施設のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う必要があるものとして別表の左欄に掲げるもの

(2) 指定駐在所 分庁舎の主たる活動区域内に位置する駐在所をいう。

(3) 取扱窓口 署、分庁舎、交番等及び指定駐在所をいう。

(物件の提出を受ける窓口)

第3条 法第4条第1項又は法第13条第1項の規定による物件の署長への提出 (以下「提出」という。) は、取扱窓口において受けるものとする。

(分庁舎、交番等及び指定駐在所において物件の提出を受けたときの措置)

第4条 分庁舎、交番等及び指定駐在所において物件の提出を受けた場合において、別記第1号様式の拾得物件控書 (以下「拾得物件控書」という。) 及び別記第2号様式の拾得物件預り書 (以下「拾得物件預り書」という。) を作成するときは、当該提出を受けた物件 (以下「提出物件」という。) に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を署に報告するとともに、当該提出物件に係る受理番号を照会しなければならない。

2 前項の場合 (分庁舎において物件の提出を受けた場合を除く。) において、現金 (他の物件に在中しているものを含む。以下同じ。) の提出を受けたときは、提出をした拾得者又は施設占有者 (以下「提出者」という。) の面前で、別記第3号様式の現金収納袋 (以下この条において「現金収納袋」という。) に当該現金を収納し、当該現金収納袋に封をしなければならない。この場合に

において、提出者が拾得物件預り書を受領しないまま交番等及び指定駐在所から立ち去ろうとするときは、現金収納袋の現金受取票を作成して、これを提出者に交付するものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、現金収納袋に収納された現金の署及び分庁舎における確認、現金収納袋に収納された現金の交番等及び指定駐在所における遺失者への返還その他現金収納袋の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
- 4 第1項の規定による報告及び照会は、月曜日から金曜日まで（警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年県条例第47号）第10条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間（以下「執務時間」という。）にあっては署の会計庶務課に、執務時間以外の時間にあっては署の当直責任者に対して行うものとする。
- 5 提出物件及び拾得物件控書（以下「提出物件等」という。）は、交番等にあっては署に、指定駐在所にあっては分庁舎に速やかに送付しなければならない。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、署長の指揮を受けて、提出物件を適切に保管するための必要な措置をとるものとする。
- 6 前項本文の規定による送付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
  - (1) 交番及び南国署高知空港警備派出所 勤務員の交替時又は勤務終了時に送付すること。
  - (2) 指定駐在所以外の駐在所及び指定駐在所 7日以内に送付すること。
  - (3) 別表の左欄に掲げる施設 同表の中欄に記載された送付先に右欄に定められた期限までに送付すること。
- 7 前2項の規定にかかわらず、高額な物件、危険物その他の分庁舎、交番等及び指定駐在所における保管設備の状況等に鑑み適切に保管することが困難であると認められる物件の提出を受けたときは、署長の指揮を受けて、直ちに提出物件等を署に送付するものとする。
- 8 第5項の提出物件等の署又は分庁舎への送付には別記第4号様式の拾得物件取扱簿を添えるものとする。この場合においては、それぞれ次の各号の送付先に応じ、それぞれ当該各号に掲げる方法により提出物件等を引き継ぐものとする。
  - (1) 署 執務時間にあっては署地域課長又は署地域課の中から署長が指名する者、執務時間以外の時間にあっては当直責任者により提出物件等の確認を受け、別記第4号様式の拾得物件取扱簿の監督者確認印欄に確認者の押印を得た上で、署会計庶務課に引き継ぐこと。
  - (2) 分庁舎 庁舎長、地域係長又は庁舎長が指名する者により提出物件等の

確認を受け、別記第4号様式の拾得物件取扱簿の監督者確認印欄に確認者の押印を得た上で、分庁舎会計庶務係に引き継ぐこと。

(施設において拾得された物件の取扱い)

第5条 施設において物件（埋蔵物を除く。以下同じ。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）が取扱窓口当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から法第13条第1項の規定に基づく提出があったものとして取り扱うものとする。

2 前項の規定により提出を受けたときは、当該提出を受けた物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を同項の同意をした施設占有者に通知するものとする。

(拾得物件一覧簿等の記載)

第6条 規則第4条第1項の規定による拾得物件一覧簿の記載は、署において分庁舎、交番等及び指定駐在所から第4条第1項の規定による報告を受けたとき又は署において提出を受けた物件に係る拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときに行うものとする。

2 規則第4条第2項の規定による特例施設占有者保管物件一覧簿の記載は、署において特例施設占有者から法第17条の規定による届出を受理したときに行うものとする。

(遺失届を受理する窓口)

第7条 遺失届の受理は、取扱窓口において別記第5号様式の遺失届出書（以下「遺失届出書」という。）により行うものとする。

(分庁舎、交番等及び指定駐在所において遺失届を受理したときの措置)

第8条 分庁舎、交番等及び指定駐在所において遺失届を受理したときは、当該遺失届に係る規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を署に報告するとともに、当該遺失届に係る受理番号を照会しなければならない。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定による報告及び照会について準用する。

3 第4条第6項の規定は、遺失届出書の署又は分庁舎への送付について準用する。

第9条 削除

(特異な物件に係る遺失届を受理したときの措置)

第10条 署長は、爆発物、銃砲、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあるものに係る遺失届を受理した場合において、必要があると認めるときは、県本部通信指令課に対する手配の依頼、管轄署による手配、地域住民への広報その他の必要な措置をとるものとする。

(遺失届の有無の確認)

第11条 分庁舎、交番等及び指定駐在所において第4条第1項の規定による報告をするときは、当該提出物件について、遺失届の有無を併せて照会するものとする。

2 規則第6条第1項の規定による確認は、署において、前項の規定による照会を受けたとき又は署において提出を受けた物件に係る拾得物件一覧簿若しくは特例施設占有者保管物件一覧簿の記載をするときに行うものとする。

3 前項により行った確認の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

(遺失物管理システムによる遺失届の有無の調査等)

第12条 提出又は法第17条の規定による届出を受けたときは、速やかに、高知県警察WANシステム上の高知県警察遺失物管理システム（以下「システム」という。）に必要な事項を登録するものとする。

2 法第8条第1項（法第13条第2項及び法第18条において準用する場合を含む。）の規定による通報、規則第6条第2項の規定による照会並びに規則第10条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。

3 規則第6条第2項の規定による照会の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

(拾得物件一覧簿の確認等)

第13条 分庁舎、交番等及び指定駐在所において第8条第1項の規定による報告をするときは、当該遺失届に係る物件について、拾得物件一覧簿及び特例施設占有者保管物件一覧簿における該当する提出物件又は保管物件に係る記載の有無を併せて照会するものとする。

2 規則第7条第1項の規定による確認は、署において前項の規定による照会を受けたとき又は署において遺失届を受理したときに行うものとする。

3 前項の確認の結果、遺失届に係る物件について、提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容と当該提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

(遺失物管理システムによる提出物件の有無の調査等)

第14条 遺失届を受理したときは、速やかに、システムに必要な事項を登録するものとする。

2 規則第7条第2項の規定による照会並びに規則第8条第1項の規定による報

告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。

- 3 規則第7条第2項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件について、他の署長（他の府県警察の署長を含む。以下この項において同じ。）に提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該他の署長に当該遺失届出書の内容を通知するものとする。
- 4 前項の規定により遺失届出書の内容の通知を受けたときは、当該遺失届出書の通知の内容と当該提出に係る提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。
- 5 第12条及びこの条に定めるもののほか、システムへの登録、システムによる照会その他システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

（提出物件の保管及び出納）

第15条 署長及び庁舎長は、第4条第5項の規定により交番等又は指定駐在所から提出物件等の送付を受けたときは、拾得物件控書の記録と当該提出物件との照合を確実に行わなければならない。

- 2 署長は、提出物件のうち物品については、別記第6号様式の拾得物品出納簿により整理した上、受理番号、拾得者氏名等を表示し、施錠できる保管設備に保管するものとする。ただし、保管設備に保管することが適切でないと認められる物品については、適切な保管設備を有する者に保管を委託することができるものとする。この場合において、保管の委託を受けようとする者から別記第7号様式の拾得物品保管請書を徴するものとする。
- 3 署長は、提出物件のうち乗車船券、当選券付証票、商品券その他これに類する物品であって、保管中に払戻期間又は引取期間が満了するものについては、その満了の時期の前に現金と引き換える等物品を保全するために必要な措置をとるものとする。なお、現金と引き換えた場合は、拾得物件控書にその代金を記載しておくものとする。
- 4 署長は、提出物件のうち現金、物品の売却代金及び前項の規定により物品と引き換えた現金（以下「拾得金等」という。）については、別記第8号様式の拾得金等出納簿により整理した上、施錠できる金庫等に保管するものとする。また、保管中の拾得金等（記念硬貨を除く。）は、最寄りの銀行に当座預金として月1回以上預託するものとする。
- 5 第2項及び前項の規定は、交番等及び指定駐在所において提出を受けた後第4条第5項の規定による署又は分庁舎への送付を行うまでの間における提出物件の保管について準用する。ただし、提出物件が自転車その他その形状等により保管庫に保管することが適当でない物であるときは、当該物件を鎖でつないで室内に保管するなど他の確実な方法により保管するものとする。

- 6 前項の規定にかかわらず、提出物件が分庁舎、交番等及び指定駐在所において保管することが適当でない物であると認められる場合には、署長の指揮を受け、必要な措置をとるものとする。
- 7 署長は、提出物件の払出しを行うときは、別記第6号様式の拾得物品出納簿及び別記第8号様式の拾得金等出納簿を整理し、拾得物件預り書、受領書等を証拠書類として保管するものとする。
- 8 拾得金等（記念硬貨を除く。）の払出しは、原則として小切手により行うものとする。ただし、現金を保管している場合は、その現金による払出しをすることができる。

（提出物件の処分）

第16条 法第10条の規定による処分は、署において行うものとする。ただし、提出物件が滅失し、又は毀損するおそれがある場合であって、法第9条第1項の規定により売却することができない物であると明らかに認められるときは、署長の指揮を受けた上で、分庁舎、交番等及び指定駐在所においてこれを廃棄することができる。

- 2 規則第14条の規定による処分をする場合における拾得者等への通知（次項において「通知」という。）は、別記第9号様式の拾得物件処分通知書により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書の規定により物件を廃棄する場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

（提出物件を返還しようとする場合等における通知の方法）

第17条 規則第18条第1項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、別記第10号様式の遺失物確認通知書により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに返還する必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 3 規則第18条第2項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、別記第11号様式の拾得物件返還通知書により行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、物件を提出した拾得者又は施設占有者が所在しており、その面前で通知を行うことができる場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 5 規則第18条第4項の規定による通知（次項において単に「通知」という。）

は、物件の所有権を取得する権利を有する者には別記第12号様式の所有権取得通知書により、物件の所有権を取得する権利を有さない拾得者又は施設占有者（法第27条第1項の費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に限る。）には別記第13号様式の費用請求権通知書により、それぞれ行うものとする。

- 6 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

（埋蔵物の取扱い）

第18条 署長は、埋蔵物発見の届出を受理した場合において、公告の措置をしておよ所有者が判明しないときは、その物件が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条の定める文化財に相当するか否かについて判定し、文化財に相当すると認めるときは、同法第101条の規定に基づき、直ちに別記第14号様式の埋蔵文化財提出書を添えて高知県教育委員会（埋蔵物の発見場所が高知市の場合には高知市教育委員会。次項及び第3項において同じ。）に提出するものとする。

- 2 前項の処理を行った後所有者が判明し、その物件の返還請求があったときは、署長は高知県教育委員会に返還を求め、所有者に引き渡すものとする。
- 3 高知県教育委員会の鑑定の結果、文化財でないと認定され差し戻されたときは、拾得物件控書の備考欄にその旨記載して、その他の埋蔵物と同様に処理するものとする。

（置き去り物件の取扱い）

第19条 犯罪者の置き去ったと認められる物件の提出を受理したときは、この訓令によるほか刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の定めるところにより処理するものとする。

- 2 前項の処理をしたときは、拾得物件控書の備考欄にその旨を記載するとともに、提出者に対して速やかに通知するものとする。

（県に帰属した提出物件の取扱い）

第20条 署長は、法第37条の規定により所有権が県に帰属した提出物件（拾得金等を除く。）については、毎年度8月末日及び2月末日に取りまとめ、別記第15号様式の拾得物品県帰属調書を作成し、それぞれその翌月末日までに高知県財産規則（昭和39年県規則第19号）、高知県契約規則（昭和39年県規則第12号）及び高知県会計規則（平成4年県規則第2号）に定めるところにより処理するものとする。

- 2 署長は、法第37条の規定により所有権が県に帰属した拾得金等については、

毎月末日に取りまとめ、別記第16号様式の拾得金等県帰属調書を作成し、高知県会計規則に定めるところにより処理するものとする。

(拾得物件預り書の再交付)

第21条 署長は、提出者が拾得物件預り書を亡失し、又は毀損して再交付を申し出た場合は、その事実を確認し、相当の理由があると認めるときは、再交付するものとする。

2 前項の規定により拾得物件預り書を再交付するときは、拾得物件預り書及び拾得物件控書に「再交付」と朱書するとともに、拾得物件控書の備考欄に再交付に係る経緯等を記載するものとする。

(支払未済小切手の整理)

第22条 振出済小切手で預託銀行において支払未済があるときは、別記第17号様式の小切手未払調書を作成し、預託銀行の残高証明書を添付して保管するものとする。

2 署長は、前項の小切手未払調書により支払呈示期間（振出日から10日）後6か月を経過し、受取人の権利の消滅したものがあるときは、預託銀行に通知した上、第20条第2項に準じて処理するものとする。

(事務手続の完了)

第23条 署長は、提出物件の処理手続が完了したときは、その拾得物件控書に完結の表示をして整理するものとする。

(事故の報告)

第24条 署長は、災害等により保管に係る提出物件の滅失、毀損等の事故を発見したときは、直ちに本部長に報告するものとする。

(事務引継ぎ)

第25条 署長が人事異動により交替したときは、前任者は異動発令日の前日をもって別記第6号様式の拾得物品出納簿及び別記第8号様式の拾得金等出納簿を締め切り、後任者と連署押印し、別記第18号様式の拾得物取扱事務引継書を作成し、後任者に確実に引き継がなければならない。

2 前項の規定による事務引継ぎは異動発令日から7日以内に行うこととし、引継ぎが終了したときは前項の拾得物取扱事務引継書の副本を添えて、本部長に報告するものとする。

(本部施設における取扱い)

第26条 第2条第1号イの施設における提出物件等の取扱いは、別表の左欄に掲げる施設に係る所属の職員が、同表の中欄に定める送付先の署長の指揮監督を受けて行うものとする。

(出納検査)



第27条 本部長は、必要があるときは検査員を指名して提出物件の出納検査を行うものとする。

(年度区分)

第28条 この訓令による提出物件の出納は、全て会計年度により整理し、現に出納を行った日をもって年度の所属を区分するものとする。また、受理番号についても会計年度別の一連番号を付すものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にある現金収納袋は、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成20年11月5日高知県警察本部訓令第26号)

この訓令は、平成20年11月5日から施行する。

附 則 (平成21年12月28日高知県警察本部訓令第32号)

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日高知県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日高知県警察本部訓令第10号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の高知県警察遺失物取扱規程別記第1号様式、別記第2号様式、別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式は、この訓令による改正後の高知県警察遺失物取扱規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則 (平成26年3月17日高知県警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日高知県警察本部訓令第11号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の高知県警察遺失物取扱規程の別記様式は、この訓令による改正後の高知県警察遺失物取扱規程の規定にかかわらず、残品の限度で

使用することができる。

附 則（平成30年3月23日高知県警察本部訓令第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の高知県警察遺失物取扱規程別記様式は、この訓令による改正後の高知県警察遺失物取扱規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則（令和3年8月6日高知県警察本部訓令第15号）

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の高知県警察遺失物取扱規程別記様式は、この訓令による改正後の高知県警察遺失物取扱規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

別表（第2条、第4条、第26条関係）

| 施 設    | 送付先     | 送付期限   |
|--------|---------|--|
| 県 本 部  | 高 知 署   | 拾得物受理日の翌日（翌日が休日（日曜日又は土曜日若しくは警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第10条に規定する休日をいう。以下同じ。）であるときは、その翌日以後における直近の休日でない日） |
| 鉄 警 隊  | 高 知 署   | 〃  |
| 免許センター | いの警察庁舎  | 〃  |
| 交 機 隊  | 高 知 東 署 | 〃  |
| 高 速 隊  | 南 国 署   | 〃  |
| 機 動 隊  | 南 国 署   | 〃  |

別記様式省略

